

幼稚園における指導要録について



文 部 事 務 官

玉 越 三 朗

幼稚園が、学校として発足してから、その教育課程と指導とは、一は教育内容構成の面から、一は教育目標達成の方法技術の面から、各幼稚園においても、しんげんに研究されてきた。これは、幼稚園が学校教育機関となつた以上は、当然のことである。

文部省においても、これらについては、いろいろの面から、新しい教育にふさわしい形式と内容を一日も早く持つように、かねがね研究を重ねてきたその結果、このたび指導上もつとも必要な記録簿である、幼児指導要録の様式を別紙のとおり決定して、この三月三日付で各都道府県教育委員会・都道府県知事・五大大市教育委員会並びに国立大学長あて通達した。

指導要録は、新しい教育の要請にもとずいて生れたものであるから、その取扱に当つては、新しい教育が要請する幼児の全人的完成の意味と、その手段として不可欠な指導の意義とをじゆうぶん理解して、その方法や技術をよく身につけておくことが、先決条件である。

こうした態度ができてはじめて、指導要録の様式の活用も真に意義をもつてくるのである。

各幼稚園では、今後指導についていよいよ研究をかさね、この指導要録が、じゆうぶん活用、利用されるよう、切に望むものである。

以下その主な点について少し述べることにするが、記入上の留意点については、紙面の都合上後にゆずることとした。

なお指導の意義その他については、本誌昨年九月号の「新教育における指導について」を参照されたい。

一、指導要録のできるまで

幼稚園が従来の家庭教育の補助的役割から脱却して新しく学校教育の一環として出発してから、新しい幼稚園にふさわしい内容を、早急に具体的に示す必要を感じ、さきに保育要領が刊行された。

これとともに、この内容に伴なう指導の結果の、適切な評価の方法について、標準的な様式がほしいとの要望が多くなつた。

それと相前後して、保育要領についても、再検討の必要が叫ばれてきたので、文部省においては、諮問機関として昭和二十五年一月六日、本省内に幼稚園教育課程幼児指導要録協議会を設けて、その教育課程と幼児指導要録とに関する調査研究をはじめた。

委員には、この方面の専門家、実家が全国から選ばれ、文部省関係官とともに、度々会合していろいろ議論がたたかわされたが、(教育課程については、協議の結果後にゆずることとなつた。)同年五月一応協議会としての成案を得るに至つたので、これについての意見を、全国各国立大学附属幼稚園と東京都・千葉県・福島県・静岡県・大阪府・宮城県・岡山県・大分県各プロック代表府県に求めその意見を参酌し、さらに関係各方面の意見をも加えて、検討に検討を重ね、ようやく三月三日別掲のように(記録欄参照)正式に決定して、直ちに各都道府県に到達された。

二、指導要録の性格

文部省が、都道府県教育委員会等に送つた通達には、次のように書かれている。

「このたび、かねて研究中の幼稚園の指導要録の様式が別紙のとおりまとまりましたので、参考のためお送りいたします。

地方ならびに幼稚園は、この様式を参考として、おのその実情に応じて、決定されるよう望みます。」

この通達によつてもわかるように、このたびの幼児指導要録の様式は、形式的な性格は、地方ならびに幼稚園が、この様式を参考として、おのその実情に応じて決定されるようになつてゐる。いはばこの様式は、地方ならびに幼稚園が決定する様式の、基準案としての性質を持つてゐるものである。

内容についての性格は、同じく通達の「指導要録の趣旨とその取扱について」に次のように書かれている。

幼児指導要録は、次のような趣旨でつくられたものである。

1 おのその幼児の成長発達経過を、全体的・継続的に記録して、幼稚園における幼児の指導を、より適切にするための原簿である。

2 記録すべき事項は、幼稚園教育の目的や目標から考へて、特に必要と認められる最少限のものを選んでいる。

3 項目は、小学校教育との連関をじゆうぶん考慮し、かつ幼児の全体的発達に必要なもののみを選んでゐる。

4 記録の方法は、できうるかぎり客観的に、しかも簡単に、かつ容易に記録できるようになつてゐる。

この通達によつてもわかるように、その重点は、

A 幼児教育の指導原簿であること。

幼児を指導して、正しい成長発達をさせるためには、常に全体的に幼児を観察し、全体としての子供として理解する必要がある。

このためには、その幼児について各方面から観察し、いろいろな記録が準備される必要がある。この指導要録は、その記録簿の中でもいちばんもとなる記録簿であるといふことである。

この意味から、学校教育法施行規則第十五条でも、とくに十年以上の保存を命じ、同法第三十六条（準用）でも、ことさら園長の重要事務として、その編製の義務を規定してゐる。

B 必要にして充分な記録事項を選んでゐること。

幼児指導要録が、真に幼児のための指導に役立つものであるためには、指導に必要な材料をできるだけ多方面にわたつて集める必要がある。この意味から考えると、指導要録は、なるべく大きなものとして、記録も詳細にできるようなものがよい。しかし、一面指導要録を記録する教師の手数やそれに要する時間と、さらに指導要録が必らず記

録しなければならぬ公簿であるといふところから、あまり大きなものでは、記録としての形式や体裁を整えるあまり、その本来の目的である、幼児の成長発達を助ける資料として、役立てるものである役割を忘れて、記録のための記録となつて、実際の指導の効果があらわれなくなるおそれがある。

それかといつて、簡略ではあるが、その記録事項や内容が、指導要録の機能を發揮しうる条件をみたしてゐないというのでは、何の役にも立たなくなる。

そこで、この指導要録では、幼稚園の目的及び目標から考えて、ぜひともなければならぬといふ重要なものを、えりにえつて最少限にとどめ、しかもじゆうぶんその機能を發揮することができるように、研究に研究を重ねて決定した。

この意味から、名称も指導記録簿とも指導原簿ともいわず、指導要録としたのである。

C 項目は、小学校との連関と、幼児の特性とから選んでゐること。

幼児は、すべて幼稚園をおわつてから、小学校に進学する。その間には、生活の中断もなければ飛躍もない。教育指導においても、幼児を中心としている以上、決して中断もなければ、飛躍もない。

また新しい学校教育においては、あくまで子供を中心としてゐるため、その教育の重点には幼稚園であらうと小学

校であらうと、何の変りもなく、幼稚園教育の重点とするところは、小学校教育もこれを重点とし、小学校教育が主眼としてゐるところは、幼稚園教育もこれを主眼としてゐる。ただその表現については、子供の成長発達段階の差にしたがつて、多少の差異があることは当然のことである。指導についても同様で、小学校の目的及び目標から出てゐる児童指導要録も、幼稚園の目的及び目標から出てゐる幼児指導要録も、その指導の主眼なり重点なりは同じである。

それゆゑ、幼児指導要録は、小学校の児童指導要録とじゆうぶん連絡をとつており、かつ幼児の特性はあくまで考慮にいれて選んでゐる。

D 客観的で、簡単に記録である。

指導要録の記入方法は、できるだけ客観的にされるように、しかもなるべく簡単にでき、かつだれにも容易にできるように考えた。

客観的な記録という点は、いろいろな標準検査の記録を重視したり、評価の観点を望ましい状態・態度・能力等を示した機会の多寡においたことなどにある。もちろん客観的といつても、通達に示してある通り、「できうるかぎり客観的」ということであつて、絶対的な客観性を期待してゐるのではない。

簡単化と容易化という点は、実際指導者の側からみれば、相当不満の意見を持つようにも思はれるが、いかによ

い様式ができて、事実上それが記入できないような複雑なものであり、困難なものであつたなら、何の役にも立たないものとなる。そこで大部分の記録を、単にしるしをつければすむようにした。

三、指導要録の取扱

指導要録の取扱については、従来明確な規定を欠いてゐたが、このたびの学校教育法施行規則の一部改正（昭和二十五年十月九日文部省令第二十八号）で、小学校、中学校、高等学校における指導要録の取扱と同様にした。

その主な留意点は、

1 園長は、その幼稚園の幼児の指導要録を編製しなければならぬ義務を持つようになつた。

2 園長は、幼児が他の幼稚園に轉園した場合や小学校に進学した場合は、その幼児の指導要録を、必ず轉園先の園長や進学先の校長に送らなければならないようになつた。

3 園長は、轉園または進学した幼児については、必ずその幼児の指導要録の抄本を、作製しておかなければならないようになつた。

4 幼稚園は、指導要録またはその抄本を十年以上保存しておかなければならないようになつた。

ことである。

指導要録についての編製その他の事務を、とくに園長の

重要事務として法令で義務づけ、その保存を他の表簿ときりはなして、とくに十年間とした理由は、指導要録の性格のところでもふれたが、幼稚園で行われる実際活動も、事務も、直接と間接との差こそあれ、すべてが幼児のよりよい成長発達への、助力のための活動なり事務である。そして幼児の成長発達への助力のためには、何よりも幼児を正しく理解することが必要であり、その理解のもとに指導するということが幼稚園の生命である。

それゆえこのための記録は、幼稚園においてはもつとも重んじられなければならない。

とくにそのいちばんもとなる記録簿である指導要録であるから、このような措置がとられるのは、当然のことといわなければならない。

また、指導要録の原本を、幼児の轉園先や進学先に送るよう措置したのは、指導要録が、その幼児に関する成長発達の記録であり、その成長発達に加えられた指導簿であるという意味から、常に幼児と、ともになければならぬという考えからである。

なお在園した幼稚園には、たんに在園したという証拠的な記録——抄本——を留めておけばよいという理由も、ここからでてくる。

四、指導の観點

指導要録を、真に指導の原簿とするためには、どのよう

な内容を盛るべきかということについては、最もしんげんに考えなければならぬ問題である。委員会でも、省内でもすいぶん議論されてきたが、結局幼児の成長発達を助長する幼稚園教育の根本である、幼稚園教育の目的、目標を主眼として、その内容を定めることが正しいということになった。

そしてこれを、

- 1 身体の状況
- 2 健康の習慣
- 3 しごとの習慣
- 4 社会生活
- 5 自然
- 9 言語
- 7 音楽・リズム
- 8 絵画・製作

に分けた。しかしこれらの事項は、指導上の便宜のため、一応分析してみただけのことであつて、その指導については、あくまで幼児全体として、全体の幼児としてみる必要がある。

そこで最後に

9 全体としての指導の経過

を加え、全人としての幼児についての指導の経過を記録するようにした。なおこの項には、前の八項目を全体系の部分として関連的に観た場合も、もちろん記録されるのであ

ることを忘れてはならない。

なお、具体的な指導の着眼点については、学校教育の本質から考えて、家庭や親に責任があつて、幼児自からはどうにもできないようなものは避け、幼児自から行うことのできるような活動から、望ましいものを選んでこと、知的・情緒的・社会的・身体的というような観察の方法をとらなかつたため、情緒的な面と健康の習慣と身体的な面とが物足りなく思はれる点がないでもない。

しかし情緒的な面は二・三項目を併せ考えれば観察でき、健康・身体的な面は発育の状況・病気の記録欄等を活用すればその不足は補なえると思はれる。

五、評價の観點

評價については、小学校・中学校・高等学校の観點とは相違して、幼児がよりよい成長発達を遂げるために必要であり、かつ望ましい状態なり態度なり能力なりを示した機會の多寡においたことは前にもちよつとふれた。

これは、指導が幼児それぞれの特性を基として、行われるのであつて、その幼児を含むグループを基盤として行われるものでないからである。

若しその品等を五段階なり三段階なりにすれば、結局はグループを基盤として、グループの中における位置をあらわすようになり、相对比较の意味が加味されてくる。こうなつては眞の指導の意義からそれゆくおそれがある。

また五段階なり三段階なりの品等を用いると、いきおい

それがその幼児の能力の差を示すものと考えられるようになり、この幼児は優秀である、あの幼児は劣等である、この評価によつて幼児の価値が評価されるようになる。

これは評価の意味に反するばかりでなく、指導要録が指導の原簿であるという趣旨にも反し、ひいては新しい幼稚園教育の目的にも反することになるため、幼児指導要録では、指導の結果、幼児が望ましい状態なり態度なり能力なりを示した機會の多寡を評価の基準とするように定めた。

六、全體としての指導の経過

このことについては、前にも少しふれたが、指導記録の基本的性格は、いうまでもなく、個々人の最大限の発達を助ける手段という観點におかれるのである。

最大限の発達とは、それぞれの幼児が、その持つている能力を、あらゆる方面においていかに発揮できるといふことで、そこに幼児全体としての成長がある。

もちろん、しごとの習慣をつけるための指導も、音楽・リズムの指導も全体としての重要な一部ではある。しかしこれらをどれほど個々に指導しても、それで全体としての指導ができたとはいえない。個々の指導はあくまで個々の指導で、それは全体としての指導とはならない。

全体としての幼児とは、幼児の全人格としての指導である。この意味から、とくにこの項を設けて、指導要録の意義を明らかにし、幼児の全人格としての進歩の経過や、それに対する指導の経過及び将来この幼児はどう指導するか、するつもりか等をとくに記録してもらふようにした。